建築物石綿含有建材調査者講習（一般）
工作物石綿事前調査者講習



解体または改修の作業を行うときには、石綿障害予防規則の改正により、石綿等使用の有無についての調査が必要とされ、講習を受講し修了考査に合格した者が実施することが義務付けられました。
対象となるものとその資格は以下の通りです。下記の通り開講いたしますので、この機会に是非ご受講をご検討ください。

区　分	対象建築・工作物	事前調査の資格（下記のいずれか）
特定工作物 石綿障害予防規則第4条の2第1項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物（令和2年厚生労働省告示第278号、一部改正令和5年厚生労働省告示第89号）	① 反応槽 ② 加熱炉 ③ ボイラー及び圧力容器 ④ 配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、 ⑤ 焼却設備 ⑥ 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。） ⑦ 発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。） ⑧ 変電設備 ⑨ 配電設備 ⑩ 送電設備（ケーブルを含む。）	**工作物石綿事前調査者**
	⑪ 煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。） ⑫ トンネルの天井板 ⑬ プラットホームの上家 ⑭ 遮音壁 ⑮ 軽量盛土保護パネル ⑯ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 ⑰ 観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く。）	・**工作物石綿事前調査者** ・**一般建築物石綿含有建材調査者** ・特定建築物石綿含有建材調査者 ・令和５年９月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者
特定工作物以外の工作物	上記（①～⑰）以外の工作物 （※）塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業に限る。	
建築物	一戸建て等を含むすべての建築物	・**一般建築物石綿含有建材調査者** ・特定建築物石綿含有建材調査者

講習会場　（公社）神奈川労務安全衛生協会　横浜市中区相生町3-63ヤオマサビル3F
会場地図はこちらから▶

日　　時　2日間の講習です

建築物石綿含有建材調査者講習
（受付開始日2026年11月20日）
2027年2月22日（月）9：20 ～ 16：45
2月24日（水）9：20 ～ 17：15

建築物のページ▶

工作物石綿事前調査者講習（受付中です）
2026年12月8日（火）9：20 ～ 16：45
9日（水）9：20 ～ 17：15

工作物のページ▶

HPよりお申込いただけます。Web申込以外にも、メールやFAXでも受け付けています。
受講資格の石綿作業主任者技能講習も行っておりますので、是非ご相談ください。
空き状況、カリキュラム、受講資格などの詳細はHPをご覧ください。

受講料　**いずれのコースも受講資格が必要です。詳しくはHPをご覧ください。**

- Aコース　37,720円(税込)　＊テキスト5,280円(税込)　合計：43,000円(税込)
 ※講習科目①基礎知識1(1時間)免除　石綿作業主任者技能講習修了証をお持ちの方が対象です。
- Bコース　39,720円(税込)　＊テキスト5,280円(税込)　合計：45,000円(税込)

主　催
（公社）神奈川労務安全衛生協会
TEL. 045-662-5965
神奈川労務安全 | 検索
https://roaneikyo.or.jp